

引取業者/フロン類回収業者変更・廃業届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃業
1	□引取業者 □フロン類回収業者 変更・廃業届出書	登録に応じた様式 廃業の場合は、登録通知書を添付	□	□
2	誓約書	登録に応じた様式	□	—
a. 個人の営業者で氏名又は住所の変更 ※1				
3a	申請者の住民票の写し ※2	本籍地の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
b. 法定代理人の氏名又は住所の変更				
3b	法定代理人の住民票の写し ※2、3	本籍地の記載があるもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
c. 法人の商号及び本店住所の変更 ※1				
	書類不要	—	—	—
d. 【引取業者】事業所の追加、フロン類の確認体制の変更				
3d	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	確認方法を記載した書類 または 自動車整備士の資格証の写し等、事業所ごとに必要	◇	—
e. 【フロン類回収業者】事業所の追加、フロン類回収設備の変更				
3e	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類	納品書・領収書・借用契約書等、事業所ごとに必要	◇	—
4e	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	取扱説明書・カタログ等、申請書に記載した回収するフロン類との整合性	◇	—
f. 事業所の名称及び所在地に係る変更・廃止				
	書類不要	—	—	—
g. 役員の変更				
	書類不要	—	—	—

【備考】

- ・令和8年4月1日より、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ・既存の登録通知書に書換えが生じる場合で、新しい登録通知書を郵送で受け取ることを希望される場合は、返送先を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒を提出時に郵送または持参してください。

※1 既に登録を受けている者から別の者に変更する場合、新規登録が必要になります。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、提出時に郵送または持参してください。

※3 法定代理人が法人の場合、書類不要です。